

安積第二小学校 いじめ防止基本方針

郡山市立安積第二小学校

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

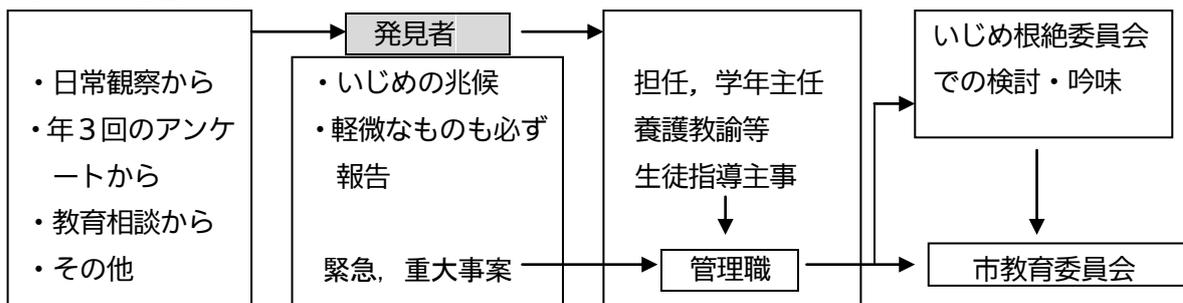
(1) いじめの防止

- いじめは、どの子にも起こりうるものであり、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を推進する。
- 校内組織を有効活用し、日常的な行動観察や保護者からの情報提供等をもとに、随時、いじめ根絶委員会を開き、実態把握に努め、いじめの未然防止に努める。
- いじめ防止の年間計画により、いじめを起こさない、いじめを許さない学校環境づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したりすることなく積極的にいじめを認知するように努める。
- 校内組織を有効活用し、日常的な行動観察及び保護者からの情報提供・通報をもとに、いじめに関する事案を速やかに収集・整理し、事態の状況を正確に把握する。
- 普段から児童の交友関係の変化に着目して、いじめの有無の確認に努め、保護者・市教委・関係機関との密接な連携により、いじめの未然防止に努める。

○いじめ報告の流れ



(3) いじめに対する措置

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事象を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を密接にする。
- いじめを行った児童と保護者、いじめを受けた児童と保護者が、いじめ事案についての事実を共有する措置を講じ、いじめを受けた児童が不利益を被ることがないように、具体的な今後の対応について協議・決定する。
- いじめの事案の内容によっては、教育委員会・関係機関と連携して対策を講ずるものとする。

3 いじめ防止等のための組織

- いじめの防止等を実効的に行うため、学校運営組織の「生徒指導委員会」と「人権教育委員会」を統括する「いじめ根絶委員会」を設置する。委員長（校長）、副委員長（教頭）、委員（生徒指導主事、人権教育主任、各委員及び委員長が必要と認めた者で構成する。
- いじめ防止の取組やいじめ情報への対応のために、委員会を早急に開催し、いじめ事案の確認や具体的な対応策等について緊急的に対処する。

4 いじめ防止等に関する具体的措置

(1) いじめの未然防止の取組

- 生命尊重の教育の推進
 - ・ 花いっぱい活動を通して、命の尊さや相手を思いやる心を育てる。
 - ・ 学級会や学級活動を中核にキャリア教育を進め、自尊感情や自己肯定感を育て、自分の良さや特長を伸ばすよう指導と支援に努める。
 - ・ 教育活動全体を通して、道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、多様な体験活動を通して豊かな感性や情操を育てる。
 - ・ 児童会委員会の組織を活用し、いじめ防止の運動週間を位置付けて、いじめ防止の啓発活動を行う。
- 共感的な人間関係づくり
 - ・ 児童同士の関わりを大切にし、認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・ 話し合いや伝え合う活動を取り入れた授業を通して、自分と相手の考え方や見方を大切にすることを育てる。
 - ・ たてわり班活動を通して、思いやりの心を育て、温かな人間関係を進める。
- 情報モラル教育
 - ・ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう計画的・継続的に指導する。

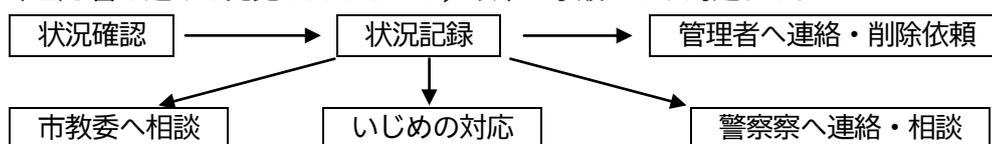
(2) いじめの早期発見の取組

- 生活調査による児童理解
 - ・ 学校生活アンケート（学期1回：5月、10月、2月に実施）を行い、児童一人一人の学校生活での困りごとを把握し、いじめの有無について確認する。

- 校内組織の体制整備
 - ・ 担任の日常的な行動観察のほか、児童の生活行動を複数職員で観察する校内体制を構築する。(担任、教務、養護教諭、学校司書等)
 - ・ 職員会議後に生徒指導協議会を設け、問題傾向児童及びその行動について職員間で情報の共通理解を図り、事案に対して組織的に対処する。
- 教育相談の充実
 - ・ 学校生活アンケート（学期1回）に基づく教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
 - ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ・ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- (3) いじめに対する措置
 - いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ根絶委員会」を中心に組織的に対応する。
 - いじめられた児童と保護者への対応
 - ・ いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り通すという姿勢で対応する。
 - ・ 保護者に対しては、職員が組織的に対応して全力を尽くす誠意を示し、少しでも安心感が与えられるようにする。
 - いじめた児童と保護者等への対応
 - ・ 毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導と支援を行う。
 - ・ 保護者に対しては、いじめの事実を把握したら速やかに面談し、正確な情報をもとに理解が得られるように丁寧に説明する。
 - いじめが起きた集団への対応
 - ・ いじめを見ていたり、見て見ぬふりをしていたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、いじめを助長していることを認識させ、いじめを容認しない正義・勇気を持った行動がとれるように指導と支援を行う。
 - 関係機関への報告
 - ・ 校長から市教育委員会への報告
 - ・ 生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、警察へ通報し、警察と連携して対応する。
 - 継続指導・経過観察
 - ・ 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- (4) ネット上のいじめへの対応
 - ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどの行為で、犯罪行為に当たる。

- ネットいじめの予防
 - ・ フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
 - ・ 教科や学級活動、集会等との関連をはかり、情報モラル教育を計画的に実施する。
 - ・ ネットに関わる問題事例の発生を予測し、場や機会をとらえて、情報モラル教育の工夫と充実を図る。
 - ・ インターネット利用に関する職員研修を現職教育の一環として実施する。
- ネットいじめへの対応
 - ・ 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
 - ・ 不当な書き込みを発見したときには、以下の手順により対処する。



5 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、「いじめ根絶委員会」による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、共通実践のもとに組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

基本方針に基づいた校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図り、共同歩調で対応する。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を年間計画の中で実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境をつくるなど、いじめ防止等に適切に取り組むことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように、校務分掌を適正化し、組織的体制を整えて校務の効率化を図る。

(4) いじめ防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、「生徒指導資料」「チェックシート」の活用を通じて、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

(5) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAやPTAOB会、学校評議員、交通安全母の会等の地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を推進する。

- 市教育委員会との連携
 - ・ 関係児童生徒への支援と指導，保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
- 警察との連携
 - ・ 生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
- 福祉関係施設機関との連携
 - ・ スクールソーシャルワーカーの活用（市教委への依頼）
 - ・ 家庭の養育に関する指導と助言
 - ・ 家庭での児童生徒の生活，環境の状況把握
- 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療，指導と助言

6 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には，重大事態として直ちに，校長が市教育委員会に報告するとともに，市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育委員会いじめ防止附属機関）に協力する。

- 児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は，状況により判断する。

(2) 事案について，事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ，調査により明らかになった事実関係について，個人情報保護に配慮しながら，適時・適切な方法で説明責任を果たす。

7 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 基本方針策定から3年を目途として，国や県及び市の動向等を勘案して，基本方針の見直しを検討し，必要な措置を講ずる。

また，基本方針については，現状や課題等に応じて，普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 学校のいじめ基本方針については，ホームページに掲載して公表する。

8 いじめ防止（生命人権教育）の年間指導計画

学期	月	通年計画	月別計画
1 学 期	4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 全校朝の会（講話） 生徒指導協議会 たてわり交流（集団登校・清掃） スクールカウンセラー活用 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 花いっぱい活動の取組 ・一人一鉢活動，プランター栽培 ・ハンギング </div>
	5月		学校生活アンケート① 調査のまとめと点検 家庭訪問（情報交換）
	6月		
	7月	第1学期終業式（講話）	
2 学 期	8月	第2学期始業式（講話）	教育相談（保護者面談）
	9月		
	10月		学校生活アンケート② 調査のまとめと点検
	11月		教育相談（保護者面談） 児童会委員会活動 ・いじめ防止運動週間の取組み
	12月	第2学期終業式（講話） 学校評価（保護者・学校評議員）	教育相談（保護者面談）
3 学 期	1月	第3学期始業式（講話）	
	2月	いじめ防止対策の評価・見直し	学校生活アンケート③ 調査のまとめと点検 お年寄り訪問での花のプレゼント
	3月	第3学期終業式（講話）	教育相談（保護者面談） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 卒業式・入学式場の花の装飾 </div>

9 いじめ相談に係る関係機関

関係機関	名称	電話番号
郡山市教育委員会	学校教育推進課	024-924-2431
郡山市総合教育支援センター	こども家庭相談室	024-924-3341
福島県教育委員会	福島いじめSOS24	0120-916-024
福島県教育センター	ダイヤルSOS	0120-453-141
福島県中央児童相談所	子どもと家庭テレフォン相談	024-536-4152
全国児童相談所	全国共通ダイヤル	189 (いちはやく)
福島地方法務局	子どもの人権110番	0120-007-110
福島県警察本部	いじめ110番相談コーナー	0120-795-110
NPOチャイルドライン 支援センター	18さいまでの子どもがかける 電話チャイルドライン	0120-99-7777